

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 木本工業 株式会社 | 高知県高知市鷹匠町1-2-51 |
| ② 構営技術コンサルタント株式会社 | 高知県高知市本宮町105-23 |
| ③ 株式会社 四国トライ | 高知県高知市南川添17-21 |
| ④ 株式会社 地研 | 高知県高知市円行寺25番地 |
| ⑤ 株式会社 相愛 | 高知県高知市重倉266-2 |
| ⑥ 長崎テクノ 株式会社 | 高知県高知市若松町1705 |

2 指名停止の期間及び措置対象区域

- | | |
|-----|---|
| ①、② | 令和 5 年 11 月 10 日 ~ 令和 6 年 1 月 9 日 (2 ヶ月) |
| ③~⑤ | 令和 5 年 11 月 10 日 ~ 令和 5 年 12 月 9 日 (1 ヶ月) |
| ⑥ | 令和 5 年 11 月 10 日 ~ 令和 6 年 3 月 9 日 (4 ヶ月) |

中国四国区域(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

3 指名停止理由

高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注した業務の入札に関し、令和5年9月28日、公正取引委員会より「私的独占の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)」第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反すると認定を受けた。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第5号(独占禁止法違反行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
(独占禁止法違反行為) 5 当該区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として <u>2ヵ月以上9ヵ月以内</u>